

平成17年度主要施策一覧

1	国民健康保険制度の財政基盤の強化	1
2	治安維持特別対策	2
3	平成17年度公債費負担対策	3
4	地域再生事業債及び財政健全化債	5
5	市町村合併推進	6
6	地域活性化事業	7
7	地域再生関連対策	8
8	わがまちづくり支援事業	9
9	共生のまちづくり推進	10
10	子育て支援事業	11
11	地域環境保全・創造対策	12
12	リサイクル推進対策	13
13	観光立国推進対策	14
14	国際化推進対策	15
15	都市再生関連対策	16
16	地域文化振興対策	17
17	国土保全対策	18
18	農山漁村地域活性化対策	19
19	森林・林業振興対策	20
20	生活交通確保対策	21
21	地域情報化推進事業	22
22	教育情報化対策	23
23	地方公営企業関係施策	24

平成16年12月
総務省自治財政局

連絡先（各ページ参照）
代表電話03-5253-5111

国民健康保険制度の財政基盤の強化

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、平成13年度に決定された医療制度改革大綱、平成14年度の健康保険法の改正及び三位一体による補助金改革などを踏まえ、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を講じる。

平成17年度事業費 11,100億円程度

国保財政の安定化に向けた新しい財政調整の仕組みの導入

・都道府県財政調整交付金（新設）

国の調整権限を縮減のうえ、都道府県内調整は基本的に都道府県が実施することとし、都道府県財政調整交付金を創設。

都道府県は、保険基盤安定制度（保険料軽減分）等による財政安定化の効果も勘案しつつ、これらの制度と一体的に財政調整を行う。

3,500億円程度（地方単独事業）

・保険基盤安定制度（保険料軽減分）

国保被保険者の保険料負担の緩和を図るとともに、市町村国保の財政基盤の安定に資するため、保険料軽減相当額を一般会計から繰り入れる。

従前の国庫負担分（1/2）については、都道府県に税源移譲のうえ、一般財源化。

3,900億円程度（地方単独事業（都道府県 3/4、市町村 1/4））

暫定的な措置（平成17年度までの暫定措置）

・保険基盤安定制度（保険者支援分）

低所得者を多く抱える保険者を支援するため、保険料軽減分と合わせて、平均保険料に保険料軽減被保険者数を乗じた額の1/2の範囲内の額を、一般会計から繰り入れる。

800億円程度（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）

・高額医療費共同事業

都道府県単位で高額医療費の負担の調整を行う。

1,900億円程度（国 1/4、都道府県 1/4、市町村国保 1/2）

・国保財政安定化支援事業

国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出しについて、所要の地方財政措置を講じる。

1,000億円程度（地方単独事業）

担当 調整課 黒瀬、関
(内線) 3353

治安維持特別対策

著しく増大する国民の治安に対する不安感を解消する観点から、治安の維持・犯罪の抑止対策に係る人的・物的基盤の充実強化に要する以下のような経費等に対し、地方財政措置を講じる。

地方警察官の増員

最近の治安情勢の悪化に的確に対応し、国民の治安に対する不安感を解消する観点から、地方警察官を3,500人増員する。

治安維持対策経費

平成17年度事業費 300億円程度

1 交番相談員の増員

「空き交番」対策、地域住民の要望を把握して的確に対応できる交番の「生活安全センター」化を推進する観点から、交番相談員を増員する。

2 地域住民と警察署との連絡システムの整備

交番勤務員が不在の際でも訪れた地域住民が警察署と連絡がとれるようにするためのシステムを整備する。

3 自主防犯活動に取り組む地域住民、ボランティア団体への支援

地域住民、ボランティア団体が自主的に行うパトロール、啓発活動、防犯灯の設置等の防犯活動やそれに必要な人材育成のための研修等を支援する。

4 防犯教室・講座の充実による地域住民の防犯意識の高揚

地域住民一人々々に高い防犯意識を身に付けてもらうため、地域で行われる防犯教室・講座の一層の充実を図る。

担当 財政課 原、前田(俊)
(内線)5612

平成 17 年度 公債費負担対策

1 公営企業借換債（公庫資金）の大幅な拡大

（対象団体）

資本費負担が著しく高い等一定の公営企業

*対象事業

上水道事業、下水道事業 等

（対象債）

一定利率以上の公営企業債（公営企業金融公庫資金）

2 高金利の地方債利子に対する特別交付税措置の拡充

（1）従来分（拡充）

対象地方債残高 8,500 億円程度
（2,500 団体程度）

（対象団体）

次のいずれかに該当する地方団体

起債制限比率（3か年平均）が全国平均以上

経常収支比率が全国平均以上

財政力指数（3か年平均）が全国平均以下

（措置対象）

利率 7.0% 以上の普通会計の公的資金に係る地方債の利子のうち、利率 4.0%（5.0%）を超える部分

（2）重点措置分（新規）

対象地方債残高 6,000 億円程度
（830 団体程度）

（対象団体）

起債制限比率（3か年平均）が全国平均以上かつ財政力指数（3か年平均）が全国平均以下の市町村

（措置対象）

利率 4.0% 以上 7.0% 未満の普通会計の公的資金に係る地方債の利子

3 公債費負担の計画的な適正化に係る特別交付税措置

（対象団体）

起債制限比率が高い（14%以上等）ため、公債費負担適正化計画を策定し、財政構造の弾力化に取り組む市町村（250 団体程度）

（措置対象）

公債費負担適正化計画の対象とされた地方債の利子等の一部

4 公的資金の借換えに伴う地方債措置

(対象団体)

公的資金の借換えにより公債費負担の平準化を図ることとする団体

(措置)

公的資金の借換えに伴い必要となる補償金を含め借換債を許可

担当地方債課的井、折居 (内線) 3394、3403
公営企業課 佐藤、和田 (内線) 3412、3419
財務調査課 御給、天野 (内線) 3475、3480

地域再生事業債及び財政健全化債

地方団体の円滑な財政運営に資するため、平成16年度に引き続き次の財政措置を講じる。

1 地域再生事業債

平成17年度計画額 8,000億円程度（前年度同額）

次のいずれかの要件を満たす地方団体については、通常の地方債の充当（充当率：都道府県70%・市町村75%）に加えさらに100%までの範囲内で地域再生事業債を充当することができることとし、地方単独事業に係る一般財源負担の軽減を図る。

地方財政計画の投資単独の対前年度比を勘案して定める額を上回って事業を実施する団体

全国の標準的な投資規模を勘案して定める額を上回って事業を実施する団体

2 財政健全化債

行財政改革の取組みに応じて措置

（平成15年度実績 4,500億円程度）

行財政改革の確実な取組みにより財政の健全化を図ろうとする地方団体は、その取組みにより将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲で財政健全化債を発行し、建設事業に係る一般財源負担部分に充当することができる。

財政健全化債の運用に当たっては、平成16年度に講じた措置（ ）を、引き続き平成17年度においても行う。

（ ）平成16年度に講じた措置

充当事業の拡大

- ・ 都市計画事業に係る市町村負担金
- ・ 地方単独道路事業について通常一般財源を充てている部分 など

発行可能額の拡大

- ・ 発行可能額の算出に当たり、将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲を平成16年度に実施する健全化措置に関しては原則10年間に拡大（従来は原則5年間）。平成17年度に実施する健全化措置に関しても同様とする。

担当	地方債課	原山、久代（内線）3396
	財務調査課	御給、天野（内線）3480

市 町 村 合 併 推 進

国、都道府県、市町村が一体となって、自主的な市町村の合併をより一層強力に推進できるよう、市町村合併特例法期限内の市町村の合併を支援するために必要な財政措置を講じるとともに、合併新法に基づく都道府県の構想策定経費等必要な財政措置を講じる。

平成17年度事業費 14,750億円程度

【ソフト事業】 3,050億円程度

1 市町村合併推進経費 2,450億円程度

合併前

合併準備等の経費に対する交付税措置（合併協議会への負担金等、合併前に要する電算システム統一等の経費に対する財政措置）

合併準備補助金（法定合併協議会の構成市町村を対象に市町村建設計画の作成等に要する経費に対する補助金）

合併後

合併直後の臨時的経費に対する交付税措置（コミュニティ施設整備など新たなまちづくり・公共料金格差是正・公債費負担格差是正・土地開発公社の経営健全化等合併後の需要に対する財政措置）

合併支援のための公債費負担の平準化措置（合併市町村における旧市町村間の公債費負担の平準化を図るために行う地方債の繰上償還に伴う補償金に対する交付税措置）

合併市町村補助金（市町村建設計画に位置付けられた事業に対する補助金）

2 都道府県の行う合併支援等 600億円程度

都道府県事業に対する交付税措置

- ・合併支援・助成事業（合併重点支援地域及び合併市町村の行う事業に対して支援・助成等）
- ・合併推進・啓発事業（合併のための調査研究・啓発事業・合併新法に基づく構想策定経費等）

【ハード事業】 11,700億円程度

合併特例事業

1 市町村事業

合併重点支援地域において合併に係る複数の市町村が連絡調整して一体的に実施する公共施設及び公用施設の整備事業

合併後の市町村におけるまちづくりのための公共的施設の整備事業（合併に伴い特に必要となる地方公営企業に係る事業を含む）及び基金造成事業

2 都道府県事業

合併重点支援地域等において都道府県が行う合併市町村の一体化を促進するために必要な道路、街路、農道等の整備事業

担当 合併推進課・市町村課 阿部、百武、須澤
(内線) 5516

地 域 活 性 化 事 業

地域の活性化のための以下のような地域の基盤整備事業に対し、地方財政措置を講じる。

地域活性化事業のメニュー

事業費 6,300億円程度

- ・ 循環型社会形成事業 500億円程度
(低公害車導入、太陽光発電、地域環境保全林整備 等)
- ・ 少子・高齢化対策事業 1,000億円程度
(公共施設のバリアフリー化、機能回復訓練施設、子育て支援センター 等)
- ・ 地域資源活用促進事業 900億円程度
(開放型試験研究施設、ベンチャー企業等への貸し工場、
U・Iターンのための貸付住宅、歴史的建造物の保存活用 等)
- ・ 都市再生事業 2,200億円程度
(電線類地中化、自転車駐車場等整備 等)
- ・ 地域情報通信基盤整備事業 1,700億円程度
(地域公共ネットワーク、CATV、地域衛星通信ネットワーク、
共同処理センター 等)

財政措置の内容

- ・ 地域活性化事業債充当率75%、交付税算入率30%
(特に推進するものは、さらに財対債15%、交付税算入率50%)
- ・ ハコ物は原則対象外

担当 地方債課 宮地、斎藤
(内線) 3397

地域再生関連対策

地域経済の活性化と地域雇用の創造を、地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、地方公共団体における地域再生への取組に対し、必要な地方財政措置を講じる。

1 アウトソーシング等の促進

電子自治体業務の共同アウトソーシングの推進
アウトソーシング等による効率化を地方交付税の算定に反映
新たなアウトソーシング等の実施に係る準備経費・移行経費を地方交付税に算入

2 地域資源（既存施設等）の再生・有効活用

学校の空き教室など、既存の遊休施設等の転用の際に必要となる整備等の財源を確保するため、リニューアル債を措置（地域活性化事業債等の活用）するとともに、活用方策の検討、軽微な改修等に要する経費について、地方財政措置を講じる。

3 コミュニティ・サービス事業等の活性化

コミュニティ・ファンドの形成支援（コミュニティ・ファンドの融資等の対象として、地域の高齢者、障害者等の雇用の確保を図る事業にまで拡充）
NPO活動等の活性化支援

4 ICTを活用した地域通貨の導入・普及検討

地域通貨の導入・普及を図る地方公共団体の取組に要する経費を地方交付税に算入

5 地域公共ネットワークの民間活用等の推進

学校、図書館、公民館、庁舎等を接続する地域公共ネットワーク（光ファイバ網）構築を支援（地域活性化事業債の活用）

6 ひとづくり

地域再生の担い手となる人材を育成するために必要な研修会参加、表彰制度運営等にかかる経費について、地方財政措置を講じる。

7 安心・安全な地域づくり

地域経済の活性化の前提となる地域の安心・安全の確保のために要する以下の経費について、地方財政措置を講じる。

コミュニティで行う防災防犯パトロール（小物品購入） 行政との連絡協議会開催
通学路の安全確保（声掛け、避難場所確保） 防犯灯・防犯カメラの設置 等

8 観光振興

観光振興を通じた地域再生に必要な以下の経費について、地方財政措置を講じる。

旅行エージェントと連携した観光ルート開発
国内外観光客への対応強化（観光表示の充実、観光ボランティアの組織化） 等

担当 自治政策課 中平、藤原
(内線) 3086

わがまちづくり支援事業

分権型社会における地域づくりには、これまで以上に、住民が主体的に参加し、積極的役割を担うことが求められており、このため、住民が中心となって考え、住民が主体となっていく地域づくりを推進することとし、住民による話し合いの場づくりやその結果を受けた取組への市町村の支援に対して、地方財政措置を講じる。

平成17年度事業費 680億円程度

【ソフト事業及び小規模施設整備事業】 680億円程度
以下のような取組に要する経費について、普通交付税措置を講じる。

例えば小学校区単位程度の広がりにおいて、住民は地域における話し合いの場を設け、インターネット等を活用して、情報提供や他の地域と情報交換等を行うような「話し合いの場づくり」を市町村が支援する。

住民は話し合いの結果をとりまとめて、地域福祉、子育て支援、商店街活性化、伝統文化の伝承など、地域の課題を住民が主体的に解決する取組を提案し、この「わがまちづくりの提案」のうち()住民自ら行う事業、()住民と行政が協働で行う事業を市町村が支援する。

「わがまちづくりの提案」のうち、()行政に行ってもらいたい事業について、住民が管理・運営などに積極的に関与する小規模な施設を市町村が整備する。

【具体的な事業例】

- ・環境美化運動
- ・伝統芸能まつり等地域伝承文化の保存
- ・高齢者福祉施設における交流事業
- ・観光ボランティア育成事業
- ・物産販売施設整備
- ・ゴミステーション設置
- ・商店街における空き店舗等活用事業
- ・地域子育て事業
- ・世代交流イベント
- ・自主防災組織育成事業
- ・防犯灯設置
- ・地域安心安全ステーション整備事業 等

【ハード事業】

わがまちづくりの提案の結果、住民の意向を反映した事業や住民と協働で行う事業については地域活性化事業債等による地方財政措置を講じる。

担当 自治政策課 中平、富永
(内線) 3093

共生のまちづくり推進

急速な少子高齢化、国際化等により住民のニーズが多様化する中、高齢者、障害者をはじめとして、女性や児童、外国人等すべての人が自立していきいきと生活し、人々との交流が深まる共生型の地域社会を実現するための地方公共団体の取組に対して、地方財政措置を講じる。

平成17年度事業費 1,450億円程度

【ソフト事業】

事業費 450億円程度

ユニバーサルデザインによるまちづくりやNPO等の活動の活性化を推進する地方公共団体の以下のような取組に要する経費について、普通交付税措置を講じる。

ユニバーサルデザインによるまちづくり経費

- ・ユニバーサルデザインによるまちづくり計画の策定
 - ・イベントやシンポジウムの開催等の啓発活動
 - ・まちのバリアフリー化に取り組む団体等に対する活動助成 等
- NPO等の活動の活性化経費
- ・シンポジウムの開催、優良団体の表彰等の啓発活動
 - ・NPO等の活動に参加する人材の研修・育成
 - ・NPO等に対する活動助成
 - ・NPO等の連携活動等の支援施策 等

【ハード事業】

事業費 1,000億円程度

以下のような地方単独事業について、地域活性化事業債（少子・高齢化対策事業）等による財政措置を講じる。

ユニバーサルデザインによるまちづくり

地域の少子高齢化を支える保健福祉施設整備

共生社会を支える市民活動支援のための施設整備

担当 地域振興課 大賀、金城
(内線) 5533

子 育 て 支 援 事 業

子育て支援の一層の推進を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じた総合的な取り組みが実施できるよう、地方財政措置を講じる。

平成17年度事業費 1,230億円程度

【ソフト事業】

230億円程度

(1) 保育関連

<事業例>

子育てサークル・子育て教室の開催、育児相談事業の実施
保育所保育士のスキルアップ研修や在宅保育サービス提供者の育成
待機児童解消に向けた取り組み

(2) 教育関連

<事業例>

幼稚園における預かり保育等の実施に向けた環境整備
公共施設の子どもスペース、図書・遊具等の整備
幼児の自然体験、社会体験活動のための環境整備

(3) その他

<事業例>

次世代育成支援のための住民懇談会、シンポジウム等の開催経費
子育て支援施策の総合的な実施に向けた環境整備

【ハード事業】

1,000億円程度

以下のような地方単独事業に対し、地域活性化事業債(少子・高齢化対策事業)による財政措置を講じる。(再掲)

<事業例>

子育て支援センターの整備
授乳コーナー・ベビールームの整備

担当	調整課	黒瀬、森山、芦田
	(内線)	3354
	地域振興課	大賀、金城
	(内線)	5533

地域環境保全・創造対策

地球温暖化防止対策を充実するとともに、自然と共生可能な地域づくりを図るために地方公共団体において実施される取組を支援するため、地方財政措置を講じる。

平成17年度事業費 2,400億円程度

【ソフト事業】

事業費 1,900億円程度

以下の対策に要する経費について、地方財政措置を講じる。

環境保全経費

- ・地方公共団体の環境物品の調達推進を図るための方針策定 等

公害対策経費

- ・ダイオキシン類等有害化学物質調査 等

自然公園費

- ・自然公園監視指導 等

【ハード事業】

事業費 500億円程度

以下の対策に係る地方単独事業に対し、地域活性化事業債（循環型社会形成事業）等による財政措置を講じる。

（1）地球温暖化対策

- ・低公害車導入、太陽光発電システム整備 等

（2）国土保全対策

- ・地域環境保全林整備、小規模農地等保全管理 等

（3）自然再生対策

- ・藻場・干潟の復元・造成 等

担当 自治政策課 細見、川島
(内線) 3088

リサイクル推進対策

環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制や再利用を促進し、自然と共生可能な地域づくりを図るため、地方公共団体において実施される取組に対して、地方財政措置を講じる。

平成17年度事業費 980億円程度

〔対象とするソフト事業〕

容器包装廃棄物の分別収集・リサイクル事業の推進、家電廃棄物の減量化・再商品化の促進、廃棄物減量化対策の推進、産業廃棄物管理(マニフェスト)制度の普及・指導等

事業内容

- ・市町村における分別収集・リサイクル事業
- ・住民の理解増進のための広報・啓発活動
- ・不法投棄監視
- ・産業廃棄物管理票の電算化
- ・PCB廃棄物の適正な処理の支援 等

担当 自治政策課 細見、川島
(内線) 3088

観光立国推進対策

「観光立国行動計画」(平成15年7月観光立国関係閣僚会議決定)等を踏まえ、地方公共団体による外国人観光客の誘致等への自主的取組を支援するため、ソフト・ハード両面から必要な地方財政措置を講ずる。

平成17年度事業費 1,150億円程度

【ソフト事業】

事業費 250億円程度

以下のような取組に要する経費について、地方交付税措置を講ずる。

宣伝・広告

- ・外国人向けパンフレット・ビデオ等の作成
- ・外国人向けホームページの整備
- ・海外のテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等メディアを活用した広報活動
- ・海外での観光キャンペーン等開催や海外旅行博等への出展 等

受入れ体制の整備

- ・外国語表記案内板、標識等の設置(再掲)
- ・博物館等施設内の外国語表記の整備
- ・外国人向けインフォメーションセンターの設置運営 等

外国人向け観光の企画・調査等

- ・海外エージェントの訪問・招致
- ・海外モニターの招致や在住外国人による観光地評価
- ・外国人向け観光ルートの開発
- ・インセンティブツアー、修学旅行等団体旅行の誘致 等

イベントの誘致・開催等

- ・国際コンベンションの誘致・開催
- ・フィルム・コミッションの推進 等

人材育成

- ・観光案内所、旅館等における接遇・外国語研修等
- ・通訳・観光ボランティアへの研修 等

【ハード事業】

事業費 900億円程度

地方指定文化財等や歴史的建造物・街並みの保存、修復及び周辺整備などの地方単独事業について、地域活性化事業債(地域資源活用促進事業)等による財政措置を講ずる。(再掲)

担当 国際室 橋本、西野
(内線) 3116

国際化推進対策

地域の国際化を推進するため、語学指導等を行う外国青年招致事業(J E Tプログラム) や姉妹都市交流など地域における国際交流・国際協力施策等に要する経費について、地方財政措置を講ずる。

平成17年度事業費 1,060億円程度

以下のような取組に要する経費について、地方交付税措置を講ずる。

- 1 J E Tプログラム
(小学校専属 A L T (外国語指導助手) の重点的な配置に要する経費を含む。)
- 2 国際交流事業
 - ・ 姉妹提携都市等との交流
(姉妹提携先との交流会議・シンポジウム開催、音楽・美術等文化交流関係、住民・民間団体等の派遣・受入れ)
 - ・ 海外事務所の運営
 - ・ 地域国際化協会への支援 等
- 3 国際協力事業
 - ・ 自治体職員協力交流事業等の研修生の受入れ
 - ・ 専門家派遣
 - ・ 国際会議等の開催・参加 等
- 4 留学生支援事業
- 5 その他の国際化推進事業
 - ・ 多文化共生の推進 (再掲)
(外国人向け情報誌等の作成、外国語表記案内板・標識等の設置、在住外国人向け日本語講座、外国人相談活動、外国人児童に対する日本語指導助手の雇用経費 等)
 - ・ 財団法人自治体国際化協会の海外事務所への実務研修生派遣 等

担当 国際室 橋本、西野
(内線) 3 1 1 6

都市再生関連対策

都市の魅力を高め、豊かで快適なまちづくりを実現するための都市生活環境の向上や、地域経済の核であり、地域の顔である中心市街地の再活性化への総合的かつ計画的な取組に対して、地方財政措置を講じる。

平成17年度事業費 3,250億円

【都市再生関連（中心市街地再活性化等）ソフト事業】 事業費 450億円程度

中心市街地再活性化方策など都市再生対策の観点から行う調査・研究に要する経費を普通交付税により措置する。

地方公共団体が行う中心市街地再活性化を図るための基本計画の策定や既に策定された基本計画の再評価・見直し、まちづくりの中心的役割を担う人材育成、街並み景観整備や空き店舗活用等に要する費用を普通交付税により措置する。

地方公共団体等が行う中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業の具体化・事業化作業等のソフト事業に要する額の50%相当額を特別交付税により措置する。

【都市再生のためのハード事業支援】 事業費 2,200億円程度

都市再生のために行われる以下の施設整備等について、地域活性化事業債（都市再生事業）による財政措置を講じる。

快適な都市環境施設の整備（電線類地中化等）

都市基盤の向上に資する施設の整備（自転車駐車場等）

【中心市街地再活性化のためのハード事業支援】 事業費 600億円程度

中心市街地再活性化のために行われる以下の施設整備等について、一般事業債による財政措置を講じる。

集客力を高める施設の整備（多目的広場等）

地域の産業の振興に資する施設の整備（展示施設等）

良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備

（ポケットパーク等）

担当	地域振興課 大賀、谷本 （内線）3125
	地方債課 宮地、久代、斎藤 （内線）3397

地域文化振興対策

所得の向上や自由時間の増大に伴い、個人の豊かさやゆとりが実感できる社会の実現が求められる中、全国的に芸術文化に対する関心・期待が高まってきている。

こうした住民のニーズを踏まえ、地方公共団体による住民の芸術文化活動の支援、創造的で文化的なまちづくり、地域文化財・歴史的遺産の活用等の地方公共団体の取組を支援するため、地方財政措置を講じる。

平成17年度事業費 1,530億円程度

【ソフト事業】

事業費 630億円程度

住民等の芸術文化活動の支援、創造的で文化的なまちづくりや地域文化財等の活用による地域おこしを進める地方公共団体の以下のような取組に要する経費について、普通交付税措置を講じる。

文化振興の推進（芸術文化関係の広報や関係職員の研修）

地域文化活動・文化交流の活性化（芸術文化関係のシンポジウムや懇談会の開催等）

芸術鑑賞の奨励（鑑賞者のための講座やワークショップ等の実施）

創作活動の奨励（芸術文化団体等の活動費に対する助成や、芸術祭、舞台芸術、芸術文学等の巡回事業など、芸術文化事業を開催する団体等への助成）

地域文化財・歴史的遺産の保存・活用（保存のための行動計画、収集・記録・保存のための人材確保、伝統芸能等に必要な道具・衣装の修理・新調の支援、保存活動に対する助成、保存・継承活動の発表の場）

【ハード事業】

事業費 900億円程度

地方指定文化財等や歴史的建造物・街並みの保存、修復及び周辺整備などの地方単独事業について、地域活性化事業債（地域資源活用促進事業）等による財政措置を講じる。

担当 地域振興課 大賀、木上
(内線) 5533

国 土 保 全 对 策

農山漁村地域が果たしている、水資源の涵養、自然環境の保持等、国土保全のための重要かつ多面的な役割を維持し高める見地から、必要な地方財政措置を講じる。

平成17年度事業費 1,800億円程度

1 国土保全対策（ソフト事業） 事業費 600億円程度

国土保全の見地から、地方公共団体が総合的に国土保全対策を推進する経費に対し普通交付税措置を講じる。

上下流の地方公共団体の話し合いに基づき、水源維持等のため下流団体が行う負担、分収林契約等に要する経費に対し特別交付税措置を講じる。

2 国土保全対策（ハード事業） 事業費 700億円程度

森林の保全整備、小規模な農地の整備、景観保全施設の整備などの地方単独事業について、地域活性化事業債（循環型社会形成事業）等による財政措置を講じる。

3 森林管理対策（再掲） 事業費 500億円程度

公有林等における間伐等の管理に対する財政措置

公的管理が必要な民有林について所有者との協定等により一定期間にわたり管理・整備を行う地方公共団体や森林整備法人に対する財政支援

担当 地域振興課 大賀、柴田
(内線) 5533

農山漁村地域活性化対策

農山漁村地域の生活環境の整備や都市と農山漁村の共生・対流等を促進する地方単独事業や国の施策との連携事業を支援するため、必要な地方財政措置を講じる。

平成17年度事業費 920億円程度

1 農山漁村地域活性化事業等 事業費 750億円程度

- ・農山漁村地域の活性化を一層促進するため、農林漁業振興をはじめ、自主的・主体的な地域づくりを推進するためのソフト事業を支援

2 ふるさと担い手育成対策 事業費 170億円程度

(緑の雇用担い手育成対策分を含む。)

- ・農林水産業への担い手を育成するための新規就業希望者に対するOJT研修等の実施

3 農山漁村地域資源活用促進対策

- ・農山漁村地域における地域資源を活用した総合的な基盤整備等を促進するため、農林水産省の国庫補助事業などと連携して実施することにより相乗効果を発揮する地方単独事業に対し、地方公共団体が策定する「農山漁村地域資源活用促進計画(農林水産省所管のむらづくり維新に係る地域全体の振興計画を含む。)」に基づき、ソフト・ハード両面から必要な財政措置を講じる。

ソフト分は企画振興費(地域資源活用促進費)、ハード分は地域活性化事業の内数で措置

担当	調整課	松田、目貫
		(内線) 3349
	自治政策課	細見、富永
		(内線) 3091
		中平、岡野
		(内線) 3092

森林・林業振興対策

山村地域の基幹的産業である林業・木材産業の振興対策を推進し、また森林の適正管理を図ることにより、地球温暖化防止対策に資するとともに、山村地域の活性化を促進するため、必要な地方財政措置を講じる。

平成17年度事業費 1,850億円程度
(融資事業1,000億円含む。)

1 林業振興対策

緑の雇用担い手育成対策 事業費 70億円程度

- ・ 森林整備の担い手である森林作業員を育成するためのOJT研修等を実施

新規就業者定着等のための条件整備 事業費 50億円程度

- ・ 林業への新規就業者の定着のための福利厚生、技術講習、安全衛生等の条件整備
- ・ 森林管理を行う第3セクターへの出資及び立ち上がり経費等への助成、振興山村の第3セクターへの出資に対する財政措置
- ・ 森林ボランティア活動を行うNPO法人等に対する情報提供、研修等の実施

森林整備地域活動支援 事業費 110億円程度

- ・ 森林所有者等による森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査等の地域活動を支援

地域材利用促進対策 事業費 1,120億円程度

- ・ 地域材の利用促進のための普及啓発、生産流通対策、木質バイオマス・エネルギーの利用促進対策、地域材を利用した住宅建設に対する利子助成等
- ・ 地域材を利用した住宅建設に対する低利融資(融資枠1,000億円程度)

2 森林管理対策 事業費 500億円程度

- ・ 公有林等における間伐等の管理に対する財政措置
- ・ 公的管理が必要な民有林について所有者との協定等により一定期間にわたり管理及び整備を行う地方公共団体や森林整備法人に対する財政支援

担当 調整課 松田、目貫
(内線) 3349

生活交通確保対策

地方公共団体が、地域協議会における結論等に基づき、地域の足の確保の観点やまちづくりの観点から、地域の実情に応じて、路線バスの維持、行政バスの運行、車両購入等の生活交通確保対策を講じるために要する経費に対して、地方財政措置を講じる。

平成17年度事業費 860億円程度

1 地方バス運行対策

事業費750億円程度

以下の経費を対象として、地方財政措置を講じる。

地方バス運行対策費補助（国庫補助）に係るもの

- ・ 路線バス事業者等への維持費及び車両購入費補助

地方単独事業

- ・ 国庫補助対象外の路線を運行する路線バス事業者等への維持費及び車両購入費補助
- ・ 行政バスの運行等

2 離島交通対策

事業費110億円程度

地方公共団体が講じる離島航路及び離島航空路の維持のための措置に要する経費に対して、地方財政措置を講じる。

担当 調整課 松田、山中
(内線) 3342、3355

地域情報化推進事業

行政の簡素・効率化、透明化及び国民の利便性の飛躍的向上をもたらす電子自治体の実現並びにITを活用した活力ある地域社会の実現に向け、高速・超高速ネットワークインフラの整備をはじめ必要な施策に対して地方財政措置を講じる。

平成17年度事業費 3,850億円程度

【ソフト事業】

1 電子自治体の推進 事業費 2,000億円程度

電子自治体の実現に向けた取組を推進
庁内LAN・一人一台パソコンの整備
総合行政ネットワークの運営
公的個人認証サービス制度の運営
申請・届出、入札、歳入、地方税の申告手続等の電子化の推進
セキュリティポリシー策定、セキュリティ監査、セキュリティ研修等情報セキュリティ対策・個人情報保護対策
統合型地理情報システム(GIS)の整備
地域文化デジタル化事業の推進
電子自治体構築計画策定等情報化のための体制整備 等

2 IT活用住民生活向上対策 事業費 150億円程度

地域住民の情報リテラシーの向上など誰もがITを利用できる社会を実現するための取組を推進
IT基礎技能講習事業の推進
地域ITリーダー育成・確保事業の推進
IT基礎技能住民サポートセンターの運営

【ハード事業】 事業費 1,700億円程度

地域間格差の是正や活力ある地域社会の形成に資するため、高速・超高速ネットワークインフラの整備を推進
学校、図書館、公民館、庁舎等を接続する地域公共ネットワーク(地域イントラネット整備事業)の2005年度までの全国整備
過疎地等における加入者系光ファイバ網の整備
電子自治体業務の共同処理センター機能の整備
地域衛星通信ネットワーク整備構想に基づく地球局、行政情報の提供等を行うCATV、デジタルミュージアムシステム等の整備

担当 地域情報政策室 西泉、梶、上原
内線 3047、3107

教育情報化対策

全ての公立小中高等学校等からインターネットにアクセスでき、平成17年度(2005年度)を目標に、全ての学級のあらゆる授業において教員及び生徒がコンピュータを活用できる環境を整備できるよう、必要な地方財政措置を講じる。

平成17年度事業費 2,150億円程度

【事業内容等】

1 学校インターネット接続

全ての公立小中高等学校等のインターネットの接続に必要な経費(回線使用料、プロバイダー経費、インターネット通信料)を措置

2 教育用コンピュータの整備

平成17年度(2005年度)を目標に、全ての公立小中高等学校等のあらゆる授業においてコンピュータを活用できるよう、普通教室等へのコンピュータの整備に必要な経費(コンピュータレンタル・リース経費、ソフトウェア経費)を措置

整備方針(H12~H17)

小学校	42台(コンピュータ教室 児童1人に1台)
中学校	42台(コンピュータ教室 生徒1人に1台)
高等学校	42台(")
特殊教育諸学校	8台(コンピュータ教室 児童生徒1人に1台)
各学校	各普通教室に2台、特別教室・校長室等用に学校ごとに6台
1台当たり児童生徒数	15.5人 5.4人

3 情報処理技術者委嘱事業

情報処理技術者を活用し、情報教育の技術面の指導や研修を実施するために必要な経費(報償費、旅費)を措置

担当 調整課 黒瀬、森山
(内線) 3346

地方公営企業関係施策

水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本整備の着実な整備を推進するとともに、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開を支援し、あわせて地方公営企業の経営健全化等を推進するなど経営基盤の一層の強化を図る。

1 公営企業繰出金

地方財政計画において、一般会計が地方公営企業に対して補助、出資等を行うことが適当とされる経費について、公営企業繰出金として所要額を計上。

平成17年度地方財政計画計上額 2兆8,700億円程度

2 新規施策の概要

(1) 上水道安全対策事業の拡充 措置額(拡充分) 50億円程度

上水道安全対策事業のうち、単独事業として行われる災害対策の一般会計出資比率を引き上げるとともに、補助事業として行われる災害対策について新たに一般会計出資の対象とすることとし、併せて応急給水槽の整備について出資の対象に加えるなど、所要の地方財政措置を講じる。

(2) 水道応急給水・応急復旧計画策定経費に対する措置 措置額 20億円程度

災害発生時において、飲料水、医療用水、生活用水等を迅速かつ的確に供給できるよう、応急給水・応急復旧計画を策定するための経費について、所要の地方財政措置を講じる。

(3) 自治体病院の再編等への取組に対する措置 措置額 10億円程度

地域における医療ニーズの変化に的確に対応し、医療資源の効率的活用を目指すため、自治体病院が、相互の連携・機能分担及び病床の合理化を一層推進し、その再編等医療提供体制を抜本的に見直す取組に対して、所要の地方財政措置を講じる。

(4) 下水道事業に係る財政措置の見直し

維持管理費における規模の見直しを図るとともに、高資本費対策について、使用料の適正化及び整備途上団体等に対する措置の重点化の観点から、財政措置の見直しを講じる。

- ・ 調整率を用いた使用料単価の一部割落とし
- ・ 対象期限を供用開始後30年までに設定
- ・ 法適用、法非適用事業の資本費要件の格差縮小

併せて、世代間負担の公平化を図るための資本費平準化債について、所要の地方債措置を講じる。

3 公営企業借換債（公庫資金）の大幅な拡大（再掲）

（対象団体）

資本費負担が著しく高い等一定の公営企業

* 対象事業

上水道事業、下水道事業 等

（対象債）

一定利率以上の公営企業債（公営企業金融公庫資金）

担当 公営企業課 佐藤、大下、平寄、和田 （内線）3418、3419
--